

山口県下関市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について

平成30年12月3日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所

公正取引委員会は、将来を担う中学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、平成14年度から、全国各地の中学校において、当委員会の職員による「中学生向け独占禁止法教室」を開催してきています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 平成30年12月11日（火）5，6時限目 13：55～15：45
- 2 場 所 下関市立吉見中学校
山口県下関市永田本町1－3－10
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所職員
- 4 対象者 下関市立吉見中学校 第3学年生徒
- 5 内 容 シミュレーションゲームで学ぶ市場経済の仕組み、模擬立入検査等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合は、平成30年12月10日（月）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所総務課
	電話 082-228-1501（代表）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/chugoku/index.html